



2026年2月16日

## 各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ

代表者名 代表取締役社長 二宮 幸司

(コード番号 2461 東証プライム市場)

取締役副社長 執行役員

問合せ先 コーポレート本部長 吉永 敬  
(TEL. 03-5766-3530)

### (訂正) 「業績条件型譲渡制限付株式報酬制度及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度の導入等に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

2026年2月9日付で公表いたしました、「業績条件型譲渡制限付株式報酬制度及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度の導入等に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訂正の理由

2026年3月25日開催予定の第27回定期株主総会においては、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬等としてのストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の変更に関する事項を付議しないこととなりましたので、訂正いたします。

##### 2. 訂正の内容

訂正箇所の詳細につきましては、以下の【訂正前】及び【訂正後】の下線を付した箇所をご参照願います。

	【訂正前】	【訂正後】
冒頭文	<p>当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度I」という）及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度II」とい、本制度Iと併せて「本制度」という）を導入すること、並びに、対象取締役の報酬等としてのストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を変更することを決議し、関連する議案を2026年3月25日開催予定の第27回定期株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。</p>	<p>当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度I」という）及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度II」とい、本制度Iと併せて「本制度」という）を導入することを決議し、関連する議案を2026年3月25日開催予定の第27回定期株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。 <u>(左記下線部分を削除)</u></p>
1. 本制度の導入の目的及び条件 (2) 導入の条件	<p>本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式報酬及び確定期間型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会に</p>	<p>本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式報酬及び確定期間型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会に</p>

	<p>おいて当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。</p> <p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第24回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただいており、<u>また、当該報酬枠とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨</u>ご承認いただいております。今般、本株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定すること及び上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。</p>	<p>おいて当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。</p> <p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第24回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただいております。今般、本株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。<u>(左記下線部分2箇所を削除)</u></p>
4. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の変更について	<p><u>本制度の導入に関連して、対象取締役の報酬等としてのストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を減額し、年額50,000千円を上限とする</u>ことに変更いたしたいと存じます。</p>	(削除)

以上